

食品営業用井戸水等の基準

(・食品衛生法に基づく食品・添加物等の規格基準
 ・平成6年2月15日付け食第405号静岡県保健部長通知)

項目名	基準値
一般細菌	100 CFU/mL 以下
大腸菌群	検出されないこと
カドミウム	0.01 mg/L 以下
水銀	0.0005 mg/L 以下
鉛	0.1 mg/L 以下
ヒ素	0.05 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
シアン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
フッ素	0.8 mg/L 以下
有機リン	0.1 mg/L 以下
亜鉛	1.0 mg/L 以下
鉄	0.3 mg/L 以下
銅	1.0 mg/L 以下
マンガン	0.3 mg/L 以下
塩素イオン	200 mg/L 以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/L 以下
蒸発残留物	500 mg/L 以下
陰イオン界面活性剤	0.5 mg/L 以下
フェノール類	フェノールとして 0.005 mg/L 以下
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	10 mg/L 以下
pH値	5.8 ~ 8.6
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

(平成6年2月15日付け食第405号静岡県保健部長通知別表1)

トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	0.3 mg/L 以下